

○長崎県市町村職員共済組合職員表彰に関する細則

〔昭和44年6月27日
細則第6号〕

改正

昭和53年 3月31日細則第12号 平成15年 6月16日細則第45号
令和 4年 1月21日細則第85号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県市町村職員共済組合職員就業規則（昭和37年規則第4号。以下「就業規則」という。）第45条の規定に基づき、職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 就業規則第45条第1項第3号に規定する者の勤続年数は35年以上とする。

- 2 前項に規定する勤続年数の計算は、職員となった日の属する月から前項に掲げる年数に達した日の属する月までとする。
- 3 休職期間等の勤続年数換算は、休職期間に当該各号に掲げる割合を乗じて得た期間とする。
 - (1) 業務上の負傷、疾病による休職については、休職期間につき100分の100
 - (2) 業務外の負傷、疾病による休職については、休職期間につき100分の50
 - (3) 停職期間は、勤続年数から除外する。

(表彰の決定)

第3条 事務局長は、職員の中から該当者を厳選の上表彰すべき事由等を記載した内申書（別記様式）を理事長に内申しなければならない。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、理事長が行う。

- 2 表彰は、表彰状のほか記念品を授与して行う。

(表彰の時期)

第5条 就業規則第45条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者に対する表彰は隨時行う。

- 2 就業規則第45条第1項第3号に掲げる者に対する表彰は、毎年5月1日に行う。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時にこれを行うことができる。

(その他必要な事項)

第6条 この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、公告の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。
(在職年数についての経過措置)
- 2 第2条第2項に規定する在職年数には、旧市町村職員共済組合法附則第24項並びに地方公務員等共済組合法附則第12条に規定する承継職員及び昭和52年6月20日現

在職員である者の在職期間の前に引き続く長崎県町村会又は長崎県町村消防団員公務災害補償組合若しくは長崎県町村職員退職手当組合の職員の在職期間は、通算するものとする。

附 則（昭和53年3月31日細則第12号）

この細則は、公布の日から施行し、昭和52年6月20日から適用する。

附 則（平成15年6月16日細則第45号）

この細則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日細則第85号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

長崎県市町村職員共済組合職員表彰内申書

職名	氏名	履歴の概要
<u>表彰すべき事由</u>		
<u>賞罰の有無</u>		
長崎県市町村職員共済組合職員表彰に関する細則第3条の規定により上記の者を、内申いたします。		
平成 年 月 日		
事務局長 印		
長崎県市町村職員共済組合 理事長 殿		